

沼津市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、令和4年度財政援助団体監査結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年1月6日

沼津市監査委員 大川 正 博
同 間野 吉 幸
同 片岡 章 一

沼 津 市 監 査 第 7 1 号
令 和 5 年 1 月 6 日

沼津市長 頼 重 秀 一 様

沼津市監査委員 大 川 正 博
同 間 野 吉 幸
同 片 岡 章 一

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を行ったので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により下記のとおり提出します。

記

1 監査の種別

財政援助団体監査

2 監査の対象

補助金名 沼津市・清水町勤労者共済会管理運営事務補助金

所管課名 産業振興部 商工振興課

団体名 沼津市・清水町勤労者共済会

3 監査の範囲

令和3年度に財政的援助を与えている団体の当該事業に係る収入支出その他の事務の執行状況

4 監査の期間

令和4年9月1日から令和4年12月23日まで

5 監査の方法

沼津市監査委員監査基準に準拠し、当該団体から資料の提出を求め、諸帳簿等関係書類の審査を行うとともに、関係者から説明を受けた。

6 監査の結果

財政援助団体に対する補助金は、交付目的に沿って適正に執行されているものと認められた。また、収入支出及びその他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

監査の概要は、次のとおりである。

[監査の概要]

沼津市・清水町勤労者共済会

1 監査の種別

財政援助団体監査

2 補助金の名称、金額及び交付目的

沼津市・清水町勤労者共済会管理運営事務補助金

10,152,000円（うち、清水町負担分2,965,400円）

本市及び清水町に所在する中小企業の勤労者及び事業主の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与している沼津市・清水町勤労者共済会の運営を支援することを目的に、補助金を交付するもの。

3 補助金の執行状況

補助金の収入状況等は以下のとおりであり、執行は適正であると認められた。

(1) 補助金の収入状況

収入年月日	収入金額	口座名義人
令和3年6月18日	5,152,000円	沼津市・清水町勤労者共済会 会長 後藤 行宏
令和3年11月12日	5,000,000円	沼津市・清水町勤労者共済会 会長 後藤 行宏

(2) 補助事業における団体の収支決算状況

事業名	収入合計	支出合計	収支差引額
沼津市・清水町勤労者共済会管理 運営事務	35,763,220円	29,778,733円	5,984,487円

収入の主なものは会費収入16,144,000円であり、収入全体の45.1%を占めている。

支出における主なものは管理費12,364,057円、事業費10,152,106円であり、管理費のうち主なものは人件費9,376,940円、事業費のうち主なものは福利厚生事業費9,584,419円である。

4 事業の執行状況

沼津市・清水町勤労者共済会は、「沼津市及び清水町に所在する中小企業の勤労者及び事業主の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与すること」を目的として平成9年3月28日付けをもって設立された団体である。

令和3年度における主な事業は、共済事業として結婚、入学などの祝金及び傷病見舞金などの共済金給付実績が346件、福利厚生事業としてレクリエーション事業実績が5事業、87人とチケット82枚、各種施設の共通割引利用券使用実績が41施設、3,445人、割引斡旋事業として物資斡旋が19種類、1,848人などとなっている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来のバスツアーの代わりに、現地集合型の事業を企画、実施するとともに、割引斡旋事業の強化を図っている。

この結果、会員相互の扶助と連携による事業が行われ、中小企業の勤労者及び事業主の福祉の向上に寄与しており、補助金は交付目的に沿って有効に活用されていると認められたが、注意事項及び提起事項を以下に述べる。

(1) 注意事項

ア 会計事務等の適正化について

支払書類において、領収書の日付に不備のあるものや現金の領収から入金等までの処理を速やかに行っていないものが見受けられた。また、入退会における入会金の取扱いやその他税務上の取扱い等、一部改善を要する事項が見受けられた。これらの会計処理については、適正な事務執行に努められたい。

(2) 提起事項

ア 会員等について

本共済会の令和3年度事業計画では、令和4年3月末の会員数を1,500人と想定していたが、令和4年3月31日現在の加入事業所数及び会員数はそれぞれ206所、1,311人となっている。

本補助金の交付にあたっては、相応の会員数を確保することにより公益性が担保されるものと思料される。今後においては、共済会及び行政が連携して加入促進に取り組み、会員増加が図られるよう努められたい。また、会員への還元施策等引き続き検討されたい。

イ 積立金について

積立金を保有しているが、会員への還元について具体的な方策の確認ができなかった。積立を行う必要性の再検討を含めて、適切な処理を講じられたい。